

資料編

- 1 うるま市環境基本条例
- 2 計画策定の経緯
- 3 うるま市環境審議会名簿
- 4 うるま市環境審議会からの答申
- 5 うるま市の概況
- 6 アンケートの実施概要及び結果
- 7 第1次環境基本計画で掲げた目標の点検・評価
- 8 環境基準一覧
- 9 温室効果ガス排出量の推計方法
- 10 用語解説

1
2

1 うるま市環境基本条例

うるま市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第7条―第10条）

第3章 環境の保全及び創造を推進するための施策（第11条―第22条）

第4章 地球環境の保全等に関する施策（第23条・第24条）

第5章 環境審議会（第25条）

第6章 雑則（第26条）

附則

私たちの住むうるま市は、沖縄本島中部に位置しており、東に金武湾、南に中城湾の両湾に接している。みどり豊かな丘陵山地を源とする河川等が市域を流れ、金武湾に流れ込んでいる。また、金武湾・中城湾を隔てるように東南に伸びる勝連半島の周辺海域には有人、無人合わせて8つの島々があり、このうち有人4島は海中道路や橋などにより結ばれており、中城湾沖には津堅島が位置している。これら島々の周辺海域は、藻場やサンゴ礁が発達しており、“さんごの島”の意味をもつ「うるま」にふさわしく、碧く美しい海と豊かな自然環境を有している。

今日における私たちの生活・経済活動は、大量生産、大量消費、大量廃棄の生活様式が定着し、それにより、大気汚染、水質汚濁、悪臭といった日常生活そのものが環境に対して様々な影響を与えている。特に、近年における人口増加や経済活動に伴う環境負荷の増大は、自然環境又は地球環境のもつ自浄作用や修復能力の限界を超え、公害や自然破壊を加速させ、環境問題として影響を生じてきている。さらに、このような環境問題にとどまらず地球温暖化問題など生き物の生存基盤である地球全体の環境を脅かすまでに至っている。

私たちうるま市は、先人たちがつくり、まもり、育ててきた歴史・文化やみどり豊かな自然環境の恩恵を受ける権利を有するとともに、次の世代へ受け継いでいく大事な役割を担っていることを認識し、市、事業者、市民、市民団体及び来訪者がそれぞれの役割を果たし、協働による環境の保全及び創造に取り組み、持続的発展が可能な社会の実現をめざして、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本的な理念を定め、市、事業者及び市民等（市民団体及び来訪者を含む。以下同じ。）の責務と役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全及び創造 大気、水、森林、土壌等から成る環境の保護及び整備を行うことにより、人や動植物にとって良好な環境を維持し、及び形成することをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(4) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 この条例において、次に掲げる事項を環境の保全及び創造についての基本的な理念（以下「基本理念」という。）として、推進するものとする。

(1) 健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに次世代へ継承されるよう取り組むこと。

(2) 健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない経済の発展を図り、持続的発展が可能な社会が構築されるよう取り組むこと。

(3) 地球環境保全が人類共通の課題であることを認識し、積極的に取り組むこと。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、前項に定める施策の策定及び実施するに当たっては、事業者及び市民等と協働・連携し、環境保全活動に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合には、適正に処理するよう努めなければならない。

3 事業者は、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前各項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市及び市民等と協働して、環境の保全及び創造に関する活動に努めなければならない。

(市民等の責務)

第6条 市民等は、基本理念にのっとり、日常生活が環境の保全及び創造に密接に関わっていることを深く認識し、資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用、廃棄物の減量等により環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。

2 市民等は、市及び事業者が実施する環境の保全及び創造に関する施策その他の環境保全活動に協力するよう努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の策定等に係る指針)

第7条 市は、基本的施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる指針に基づいて行うものとする。

(1) 市民等の健康が保護され、生活環境が保全されること。

(2) 自然環境が適正に保全され、良好な環境が保持されること。

(3) 生物の多様性が確保されるとともに、多様な自然環境が地域の自然的、社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(4) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、良好な景観が保全されること。

(5) 地域の歴史的・文化的特性を活かした景観並びに良好で快適な環境が保全されること。

(6) 環境に対する負荷の軽減のため、資源の循環的な利用を推進すること。

(7) 地球環境の保全に配慮すること。

(8) 環境教育及び学習の推進を図ること。

(9) 施策の実現に向けて事業者及び市民等との協働・連携を図ること。

(環境基本計画)

- 1 第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計
2 画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。
- 3 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定める。
- 4 (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
- 5 (2) 市、事業者及び市民等が環境の保全及び創造のために行動する上において配慮すべき指針
- 6 (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する
7 ために必要な事項
- 8 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民等の意見が反映されるよう努めると
9 ともに、第25条第1項に規定するうるま市環境審議会の意見を聴くものとする。
- 10 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 11 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。
- 12 （環境基本計画との整合）
- 13 第9条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画と
14 の整合を図らなければならない。
- 15 2 市は、環境基本計画の実施に当たっては、その効果的な推進及び総合的な調整を行うために必要な
16 措置を講ずるものとする。
- 17 （報告書の作成）
- 18 第10条 市長は、市の環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにし
19 た報告書を作成し、これを適宜公表するものとする。
- 20 第3章 環境の保全及び創造を推進するための施策
- 21 （意見の反映）
- 22 第11条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の実施に当たっては、事業者及び市民等の意見を反
23 映するよう努めなければならない。
- 24 （環境教育及び学習の推進）
- 25 第12条 市は、環境の保全及び創造について、事業者及び市民等の理解を深め、かつ活動を行う意欲
26 が増進されるよう、機会の提供、人材の育成、広報活動の充実その他の環境教育及び学習の推進に努
27 めなければならない。
- 28 （自発的な活動の促進）
- 29 第13条 市は、事業者及び市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、
30 必要な措置を講ずるものとする。
- 31 （情報の提供等）
- 32 第14条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の提供及び公開に努めなければならない。
- 33 （開発事業等に係る環境への配慮）
- 34 第15条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事
35 業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について適正に配慮するものとなるよう
36 必要な措置を講ずるものとする。
- 37 （規制等の措置）
- 38 第16条 市は、環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為を防止するために、必要な規制等の措置
39 を講ずるものとする。
- 40 （誘導的措置）
- 41 第17条 市は、事業者及び市民等が環境への負荷の低減に資する施設の整備、その他の適切な措置を
42 とることとなるよう誘導するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 43 （施設の整備等）
- 44 第18条 市は、環境保全に資する公共的な処理施設の整備を推進するものとする。
- 45 2 市は、公園、緑地等の公共的施設について、充足度や地域特性を考慮した上で、バランスの取れた
46 自然環境の整備に努めるものとする。
- 47 3 市は、地域の特性、環境資源及び景観資源を活かし、地域環境の骨格となるみどりの保全・活用に

努めるものとする。

4 市は、河川及び海岸線並びに道路の植栽帯等の保全と創出を図り、水とみどりのネットワークの形成に努めるものとする。

（資源の循環的な利用等の促進）

第 19 条 市は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用、廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（監視等の体制の整備）

第 20 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために、必要な監視等の体制の整備に努めるものとする。

（国、地方公共団体等との協力）

第 21 条 市は、環境の保全及び創造に関する広域的な取組みを必要とする施策等を実施するに当たっては、国、県、他の地方公共団体及びその他の関係団体と協力するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第 22 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第 4 章 地球環境の保全等に関する施策

（地球環境保全のための行動の促進）

第 23 条 市は、事業者及び市民等がそれぞれの役割に応じた地球環境保全に資する行動指針を定め、その普及に努めるとともに、これに基づく行動を促進するよう必要な措置を講ずるものとする。

（地球温暖化対策の推進）

第 24 条 市は、地球温暖化の防止に資するため、地球温暖化対策に関する施策を推進するものとする。

第 5 章 環境審議会

（審議会の設置）

第 25 条 市長は、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定により、うるま市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議し、その意見を答申するものとする。

（1）環境基本計画に関する事項

（2）その他環境の保全及び創造に関する重要な事項

第 6 章 雑則

（委任）

第 26 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（うるま市附属機関設置条例の一部改正）

2 うるま市附属機関設置条例（平成 17 年うるま市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

2 計画策定の経緯

2024（令和6）年度	
令和6年4月26日	第1回 作業部会（課長級）
令和6年6月11日	小・中学生、学校関係者アンケート調査
令和6年6月17日	市民、事業所アンケート調査
令和6年6月20日	市職員アンケート調査
令和6年7月30日	第1回 環境基本計画検討委員会（部長級）
令和6年11月28日	第2回 環境基本計画検討委員会・作業部会
2025（令和7）年度	
令和7年4月2日	第3回 環境基本計画検討委員会・作業部会 （「第2次うるま市環境基本計画（素案）」）
令和7年7月2日	第1回 うるま市環境審議会
令和7年●月●日 ～●月●日	パブリックコメント
令和7年●月●日	第2回 うるま市環境審議会 （「第2次うるま市環境基本計画（最終版）」）

1 3 うるま市環境審議会名簿

2

構 成	氏 名	所 属	備 考
学識経験者	新垣 雄光	琉球大学理学部 教授	
学識経験者	大島 順子	琉球大学国際地域創造学部 准教授	
公共的団体を代 表する者	伊波 哲也	うるま市商工会 副会長	
公共的団体を代 表する者	青柳 武治	うるま市観光物産協会 理事長	
公共的団体を代 表する者	小渡 米子	うるま市女性団体連絡協議会 役員	
関係行政機関の 職員	久高 潤	沖縄県中部保健所 生活環境総括兼環境保全班	
その他市長が必 要と認める者	宮城 亮子	沖縄電力株式会社 環境部長	
その他市長が必 要と認める者	伊良波 勲	うるま市自治会長連絡協議会 会長	
その他市長が必 要と認める者	高平 兼司	うるま市水と緑を考える会 会長	
その他市長が必 要と認める者	松岡 秀光	うるま市市民生活部長	

3

4

5

1 4 うるま市環境審議会からの答申

2

3

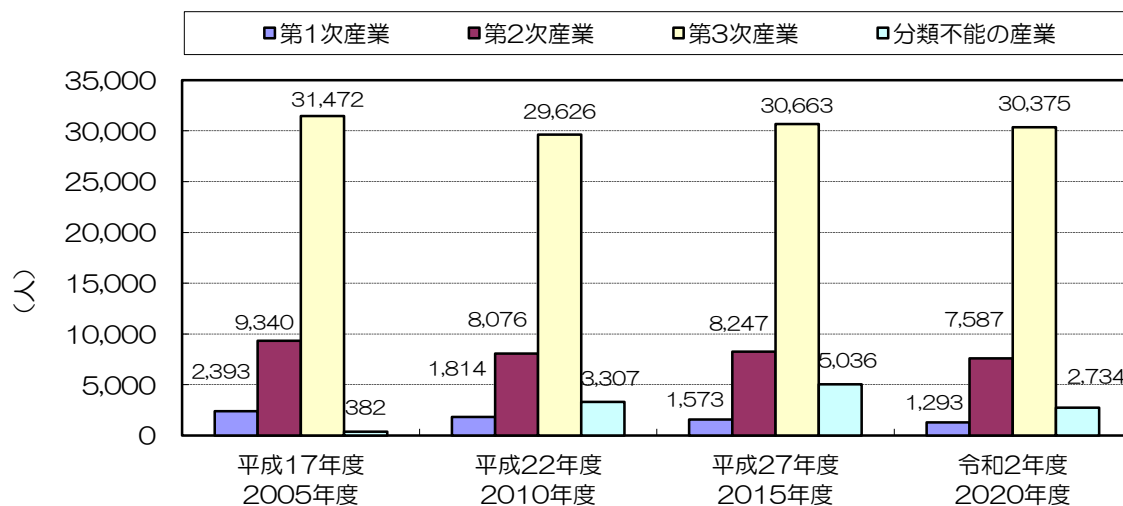
4

答申

5 うるま市の概況

(1) 産業構造

本市の主な産業は、令和2年度において、第1次産業が1,293人(3.1%)、第2次産業が7,587人(18.1%)、第3次産業が30,375人(72.3%)、分類不能の産業が2,734人(6.5%)となり、産業別就業者数からみて、第3次産業を中心とする都市型の産業構造となっています。



※ 日本標準産業分類（令和5年7月改定）の産業大分類により、第1次産業は、農業、林業、漁業、第2次産業は、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、第3次産業は、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸・郵便業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産・物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、教育・学習支援業、医療・福祉、複合サービス事業、公務（他に分類されるものを除く）、分類不能の産業としています。なお、分類不能の産業とは、産業分類上、いずれの項目にも分類しえない事業所が分類されます。これは主として調査票の記入が不備であって、いずれに分類すべきか不明の場合又は記入不詳で分類しえないものです。

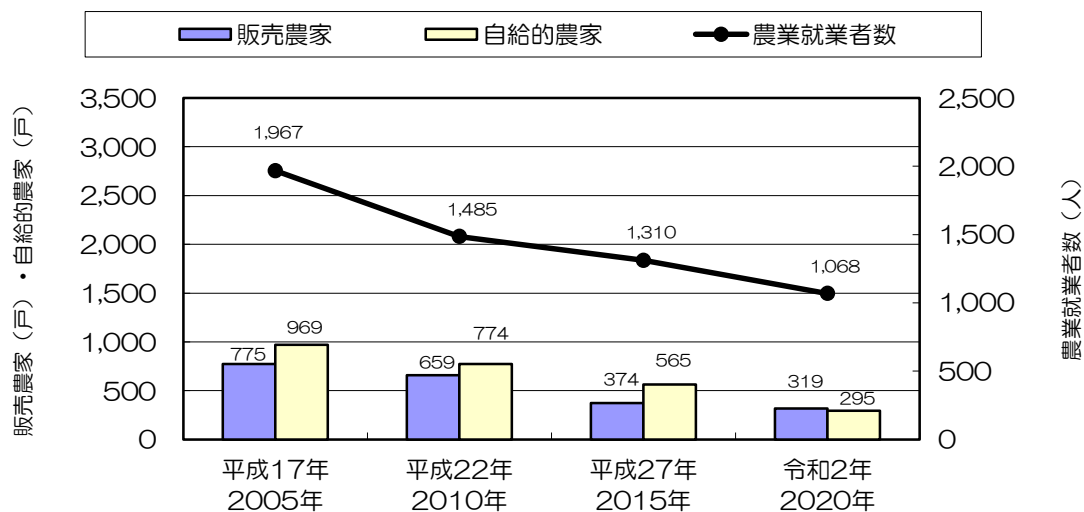
出典：うるま市統計書 令和3年版（うるま市 令和5年3月）

図5-1 産業別就業者数の推移

(2) 各産業の現状

1) 農業

令和 2 年における本市の農業就業者数は 1,068 人で、総農家数は 614 戸となっています。経年変化をみると、農業就業者数及び農家数ともに減少傾向にあります。

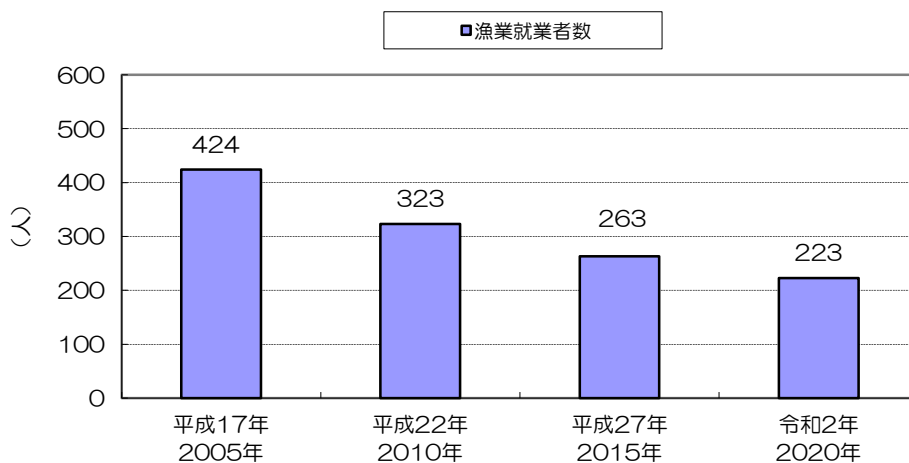


出典：農業関係統計 沖縄県農林水産部 令和 4 年 3 月

図 5-2 農家数及び農業就業者数

2) 漁業

本市の漁業就業者数は、平成 17 年が 424 人でしたが、令和 2 年は 223 人となり、減少傾向にあります。



出典：沖縄県統計年鑑 平成 22 年度～令和 5 年度 沖縄県統計協会

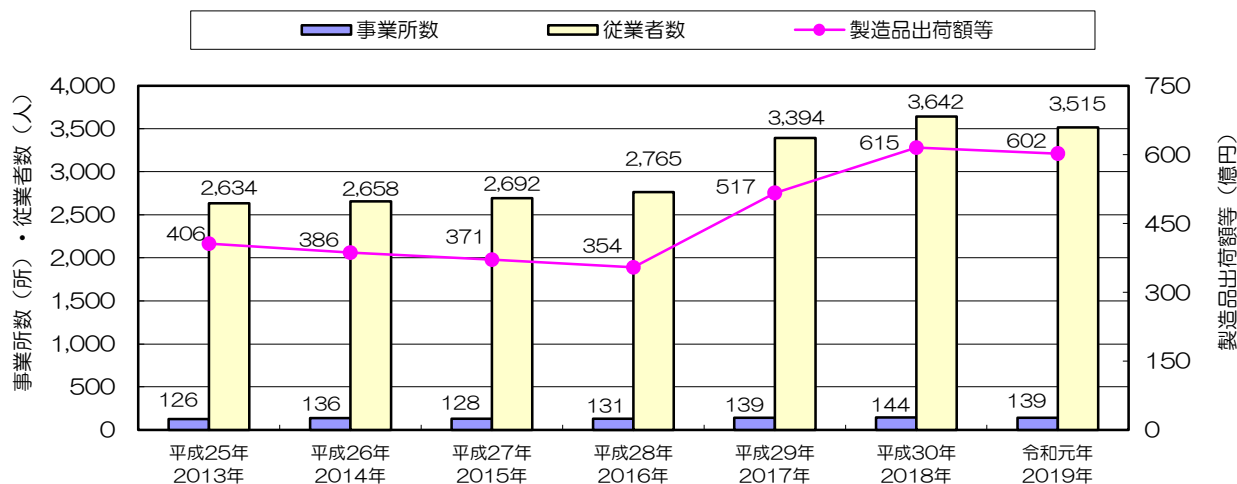
図 5-3 漁業就業者数

3) 製造業

事業所数は、130 事業所前後で推移しています。

従業者数は、平成 30 年に 3,642 人と最も多く、令和元年は減少しました。

製造品出荷額等は、平成 30 年に約 615 億円と最も高かったものの、令和元年は僅かに減少しました。



出典：うるま市統計書 令和 3 年版（うるま市 令和 5 年 3 月）

図 5-4 製造業の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等

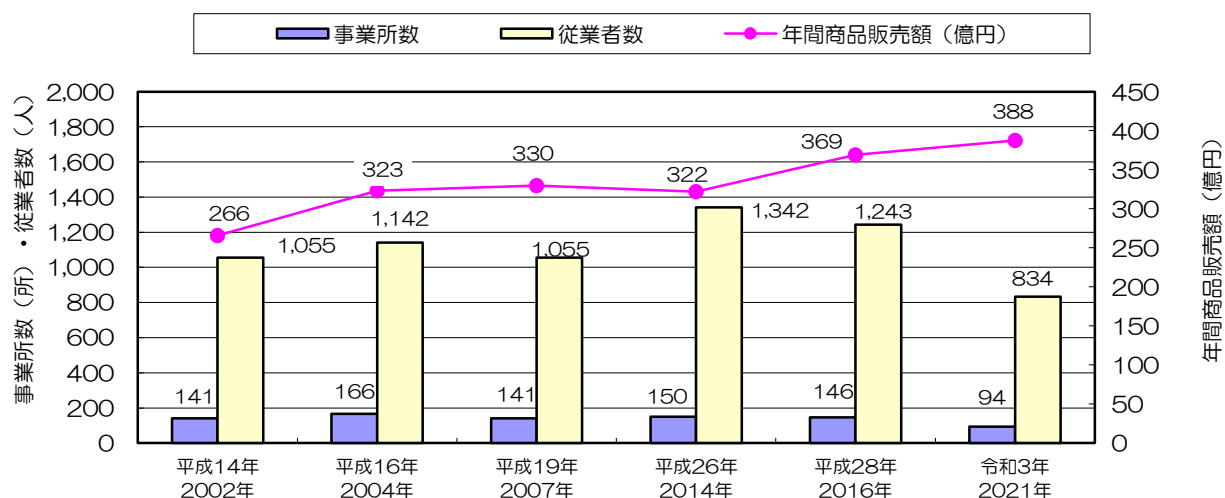
4) 商業（卸売、小売業）

①卸売業

事業所数は、平成 14 年から平成 28 年までほぼ横ばいで推移していましたが、令和 3 年には減少しています。

従業者数は、平成 26 年で 1,342 人と最も多く、その後は減少しています。

年間商品販売額は、増加傾向にあり、令和 3 年に 388 億円となりました。



出典：うるま市統計書 令和 3 年版（うるま市 令和 5 年 3 月）
沖縄県統計年鑑 令和 3 年版～令和 5 年版 沖縄県統計協会

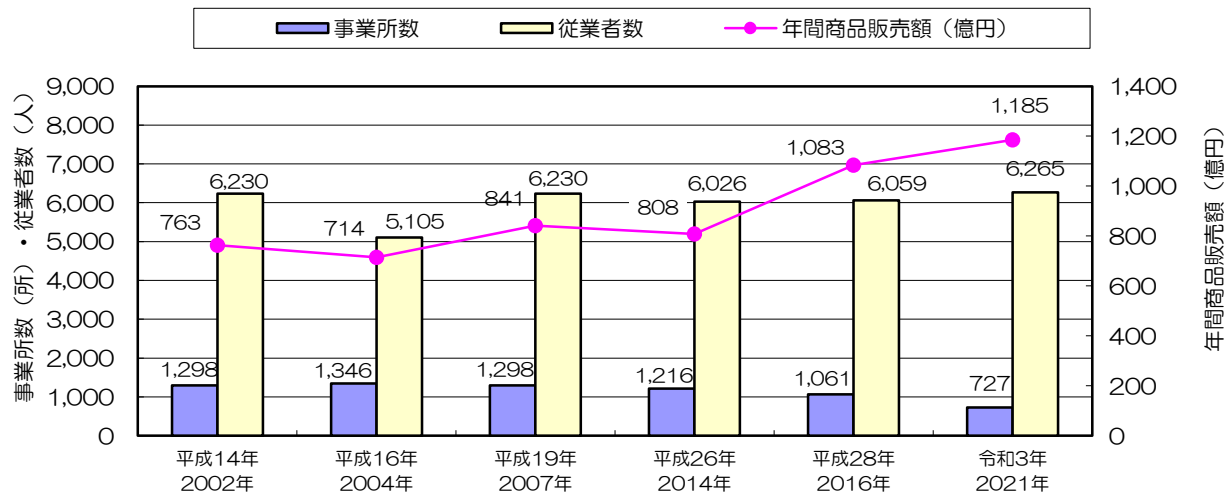
図 5-5 商業（卸売業）の事業所数、従業者数及び年間商品販売額

②小売業

事業所数は、平成 16 年が 1,346 事業所と最も多く、その後は減少傾向にあります。

従業者数は、増加と減少を繰り返し、令和 3 年に 6,265 人となりました。

年間商品販売額は、増加傾向にあり、令和 3 年に 1,185 億円となりました。



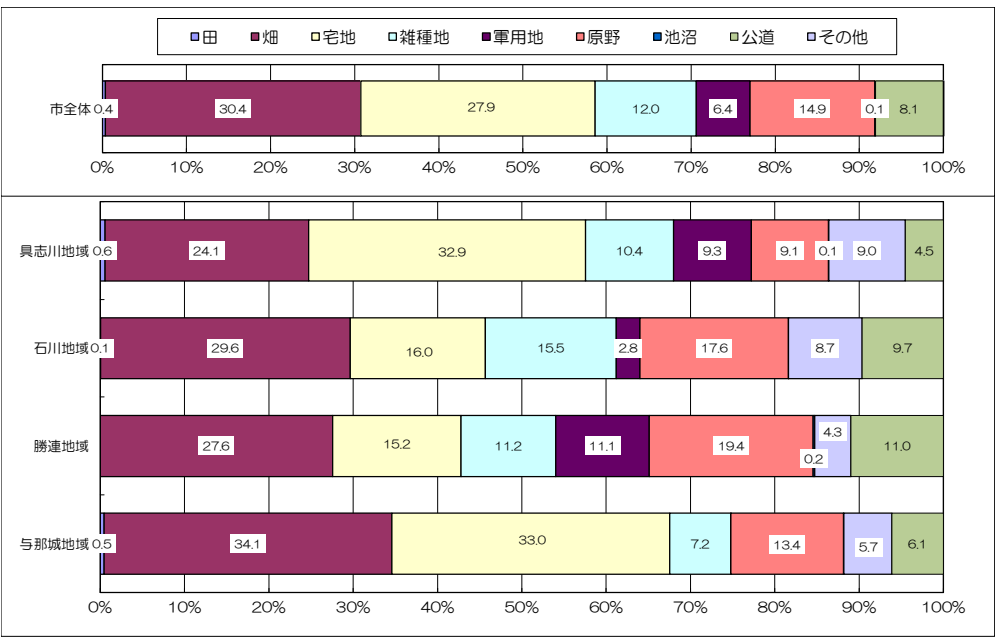
出典：うるま市統計書 令和 3 年版（うるま市 令和 5 年 3 月）
沖縄県統計年鑑 令和 3 年版～令和 5 年版 沖縄県統計協会

図 5-6 商業（小売業）の事業所数、従業者数及び年間商品販売額

(3) 土地利用

本市の土地利用（地目）の状況は、畑の割合が最も高く 30.4%、次いで宅地の 27.9%、原野の 14.9%となっています。

地域別で高い割合の項目をみると、具志川地域は宅地が32.9%、石川地域は畑が29.6%、勝連地域は畑が27.6%、与那城地域は畑が34.1%となっています。



出典：うるま市統計書 令和 3 年版（うるま市 令和 5 年 3 月）

図 5-7 地域別土地利用（地目）の構成比

(4) 道路網と交通量の状況

平成 27 年度に国土交通省が道路交通センサス(全国道路・街路交通情勢調査)を実施しています。

これによると、平日の日交通量は、沖縄自動車道では 29,636 台/24h、国道 329 号では 20,000 台/24h 以上の地点が 1 カ所、10,000 台/24h 以上の地点が 3 カ所あります。

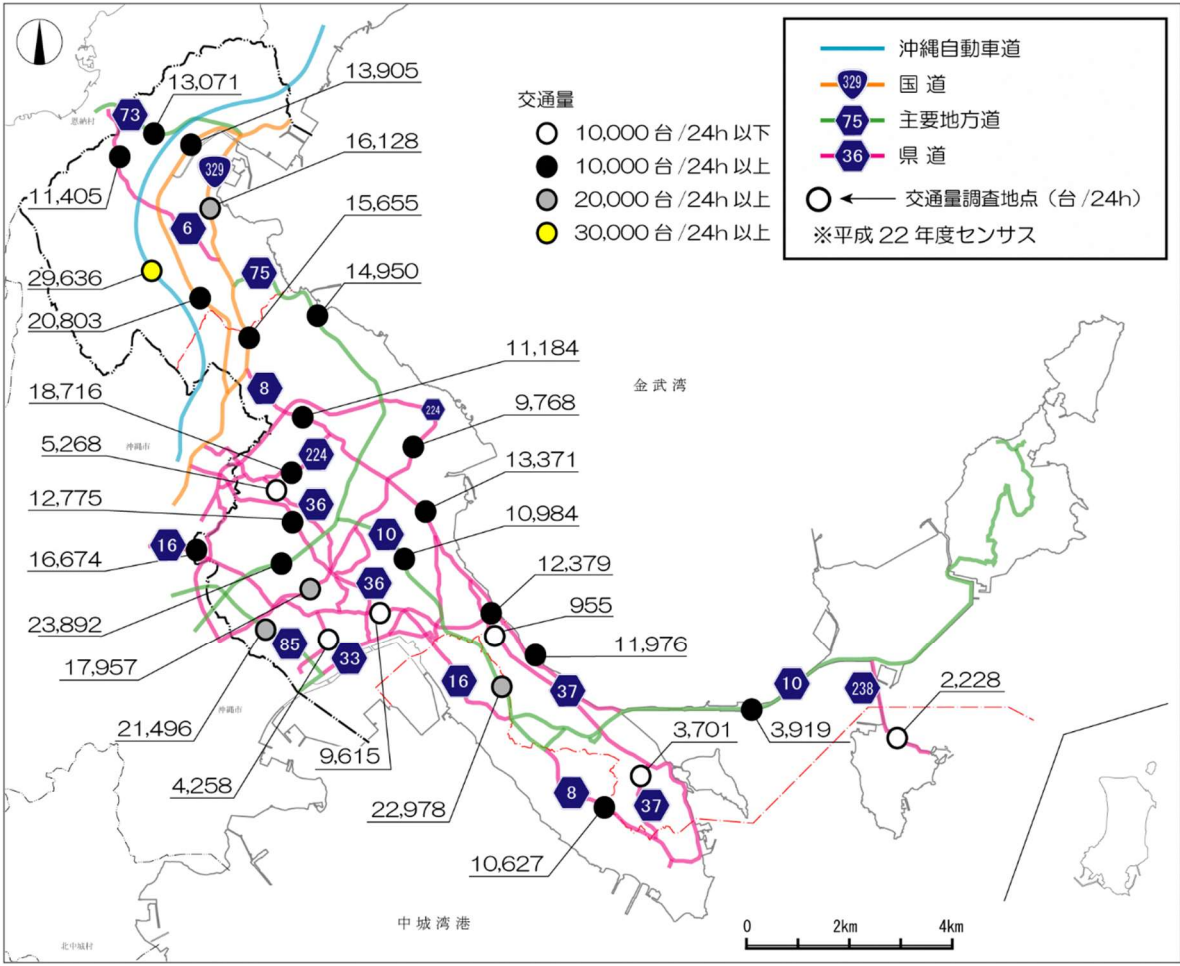
また、主要地方道では、20,000 台/24h 以上の地点が 3 カ所、10,000 台/24h 以上の地点が 3 カ所、10,000 台/24h 以下の地点が 1 カ所あります。一方、一般県道では、10,000 台/24h 以上の地点が 10 カ所、10,000 台/24h 以下の地点が 7 カ所あります。

表 5-1 道路別及び地域別による平日の日交通量の状況

単位：台/24h

		具志川地域	石川地域	与那城地域	勝連地域
沖縄自動車道		—	29,636	—	—
国道	329号	15,655	16,128	—	—
			13,905		
			20,803		
主要 地方道	伊計平良川線 (県道10号線)	10,984	—	3,919	22,978
	石川仲泊線 (県道73号線)	—	13,071	—	—
	沖縄石川線 (県道75号線)	14,950	—	—	—
		23,892			
一般 県道	沖縄環状線 (県道85号線)	21,496	—	—	—
	6号線	—	11,405	—	—
	8号線	11,184	—	—	10,627
		13,371			
	16号線	16,674	—	—	—
		9,615			
	33号線	12,379	—	—	—
	36号線	12,775	—	—	—
		4,258			
		5,268			
	37号線	—	—	11,976	—
				955	
				3,701	
	具志川環状線 (県道224号線)	17,957	—	—	—
		18,716			
		9,768			
	浜比嘉平安座線 (県道238号線)	—	—	2,228	—

出典：沖縄県土木建築部道路街路課ホームページ 沖縄県の道路（道路事業パンフレット） 沖縄県の道路 2023



出典：沖縄県土木建築部道路街路課ホームページ 沖縄県の道路（道路事業パンフレット） 沖縄県の道路 2023

図 5-8 道路別及び地域別による平日の日交通量の状況

6 アンケートの実施概要及び結果

(1) 実施概要

- 対 象 者：①市 民：2,000 名（住民基本台帳からの無作為抽出）＋
63 自治会に対し、5 部ずつ配布
- ②事 業 所：220箇所（電話帳から無作為抽出）
- ③小 学 生：市内全ての学校（5年生または6年生）
- ④中 学 生：市内全ての学校（2年生）
- ⑤学校関係者：市内全ての学校から2名の先生
- ⑥市 職 員

○配布方法：

市民	事業所	小・中学生及び 学校関係者	市職員
郵送にて配布。 （QRコードに よる回答可） 広報誌に掲載。	郵送にて配布。 （QRコードに よる回答可） 広報誌に掲載。	教育委員会の文 書 BOX を使用し て配布。	本庁のグループ ウェアを利用し て全職員へ依 頼。

○回収状況：

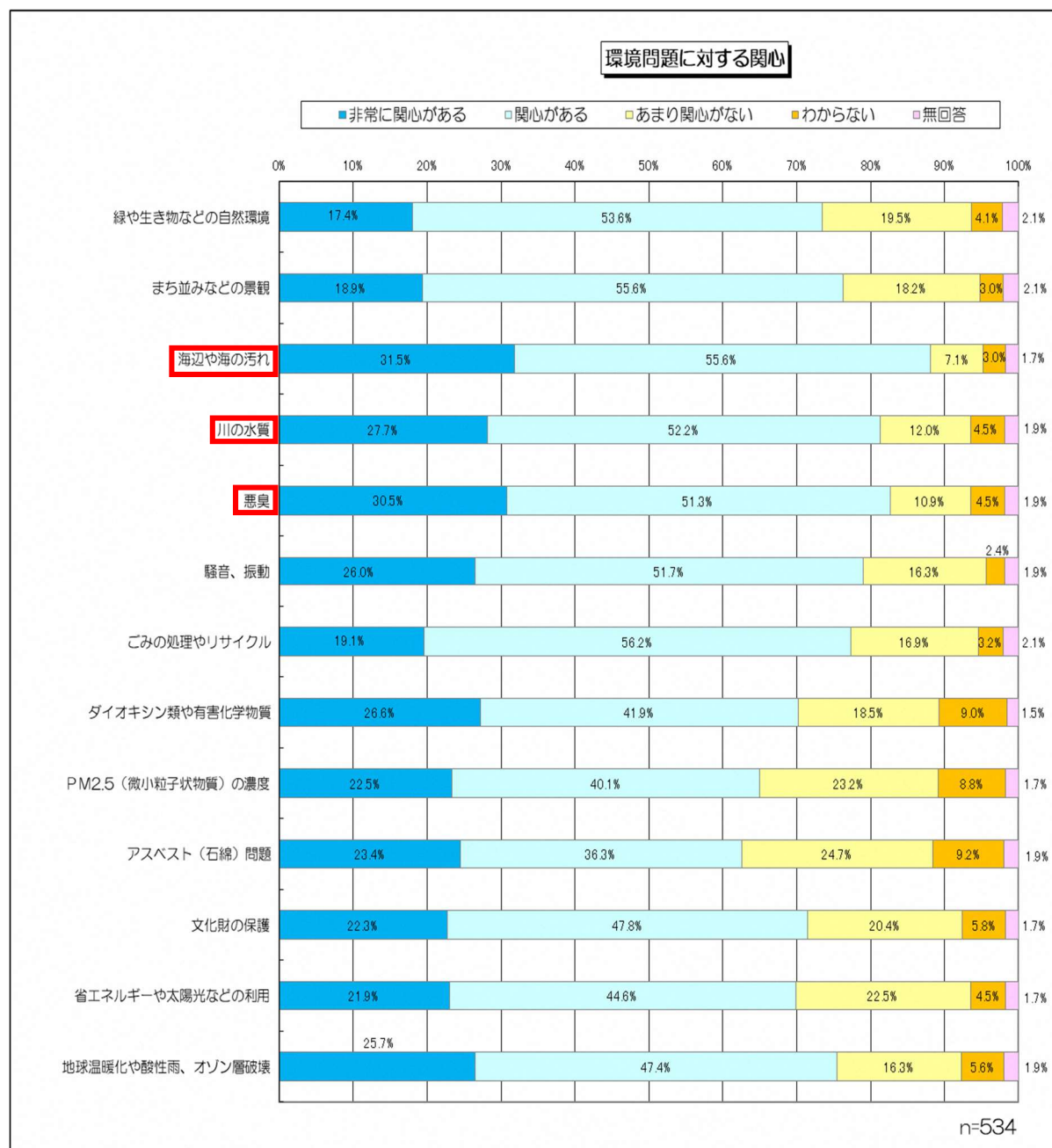
市民	事業所	小・中学生及び 学校関係者	市職員
23.0%	25.5%	27 校／28 校	186 名

(2) 調査結果

1) 市民アンケートの結果（一部抜粋）

①環境問題に対する関心

市民に対する調査では、「海辺や海の汚れ」、「悪臭」、「川の水質」の順で関心が高い結果となりました。



②優先的に取り組むべき環境施策

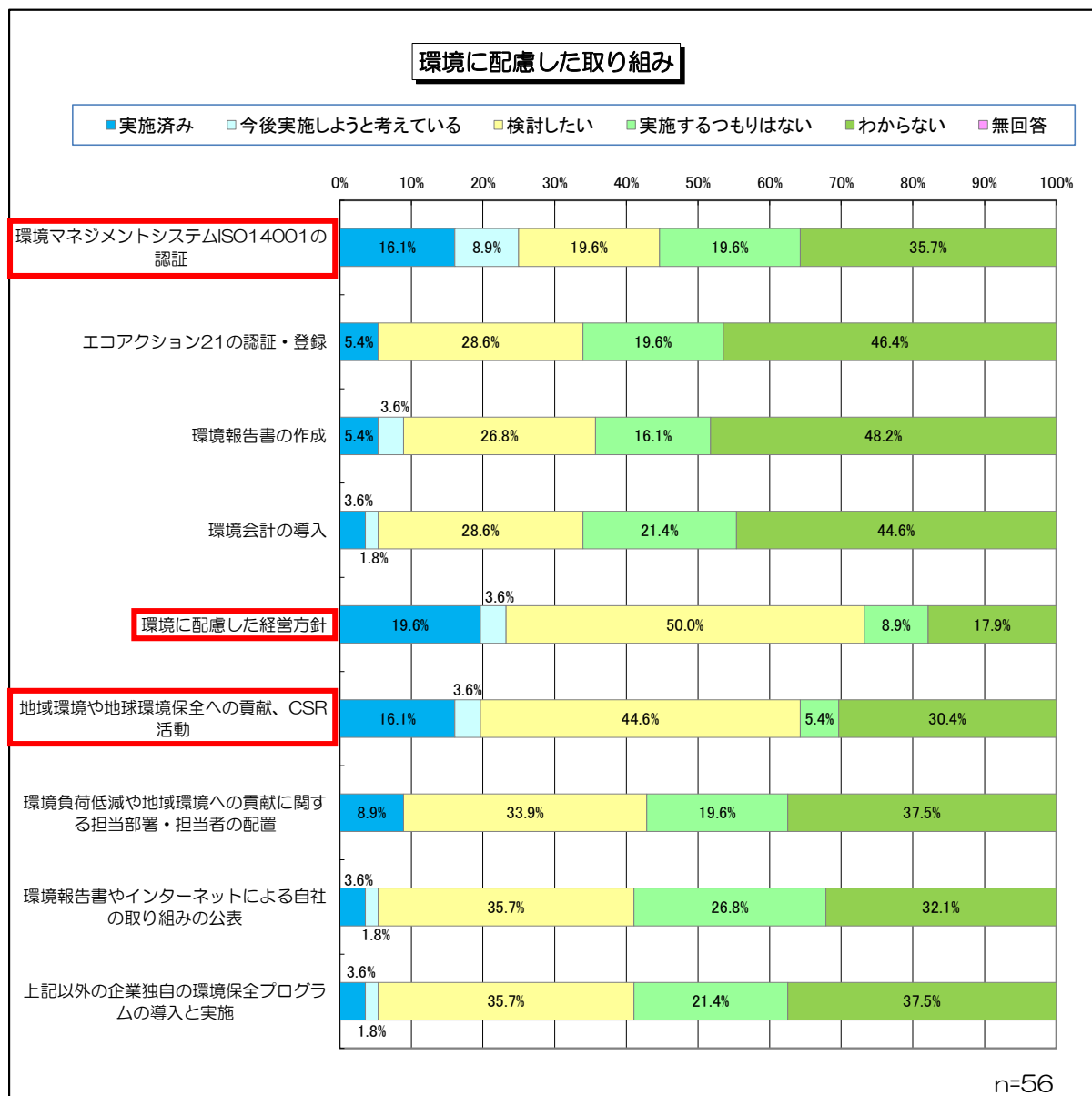
市民が行政に対して望む優先的に取り組むべき環境施策としては、「食品ロス削減の推進」、「ごみ減量化の推進」、「海辺や海の自然環境の保全」の順となりました。



2) 事業者アンケートの結果（一部抜粋）

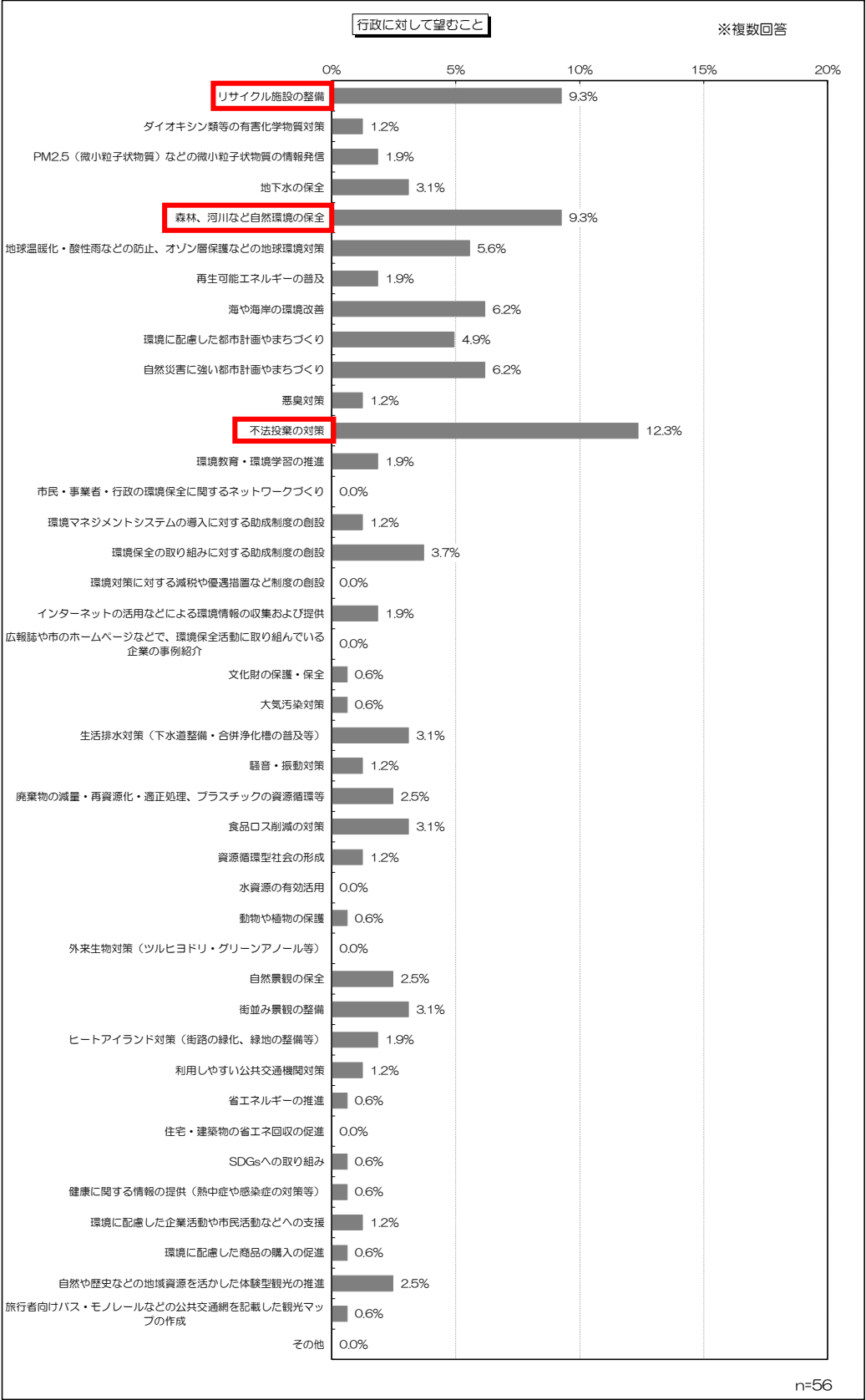
①企業として環境に配慮した取組

企業として環境に配慮した取組として実施している項目は、「環境に配慮した経営方針」、「環境マネジメントシステム ISO14001 の認証」、「地域環境や地球環境保全への貢献、CSR 活動」の順となりました。



②行政に対して望む環境保全の取組

事業者が行政に対して望む環境保全の取組は、「不法投棄の対策」、「森林、河川など自然環境の保全」、「リサイクル施設の整備」の順となりました。



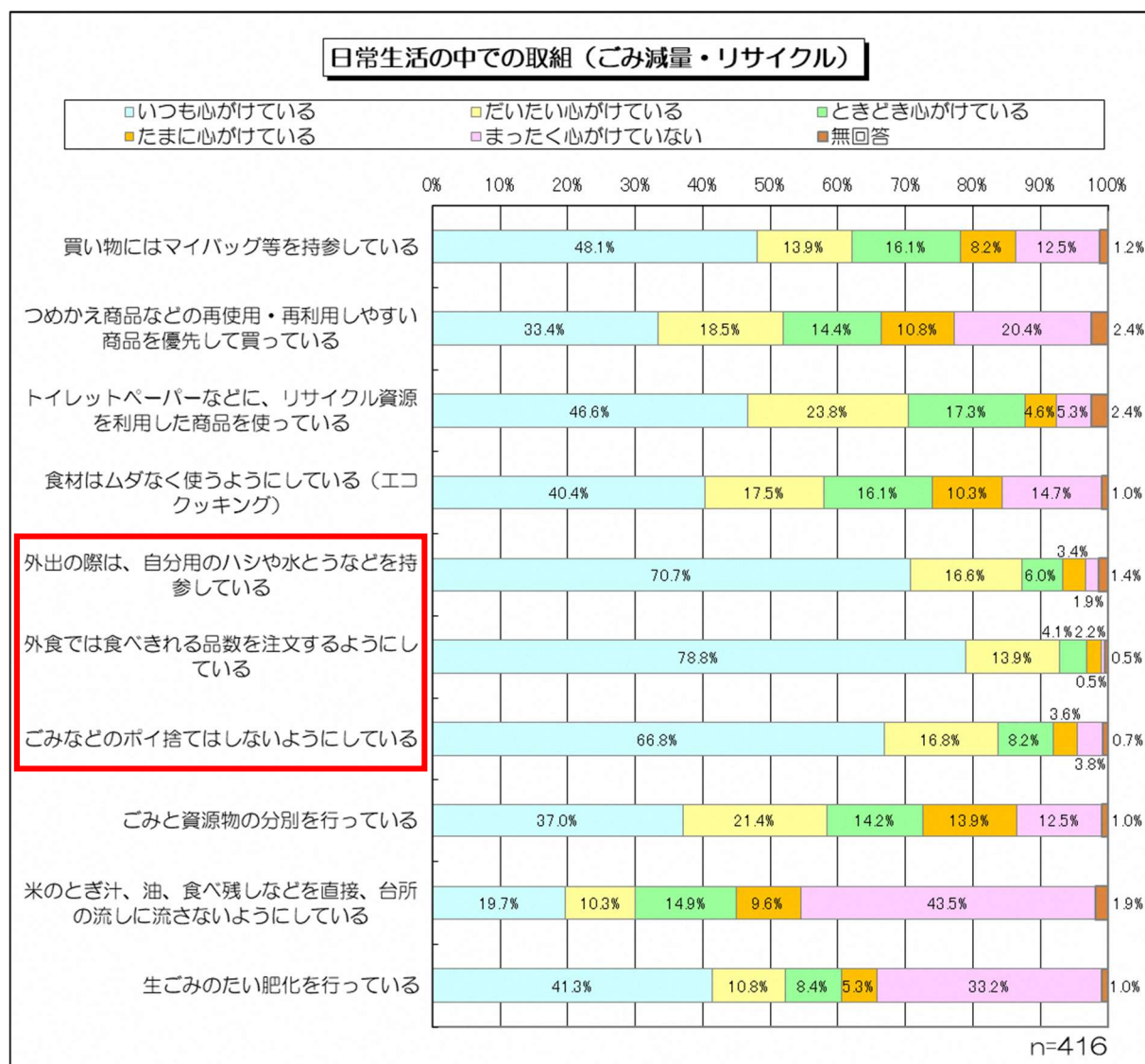
3) 小学生・中学生アンケートの結果（一部抜粋）

①日常生活の中での取組

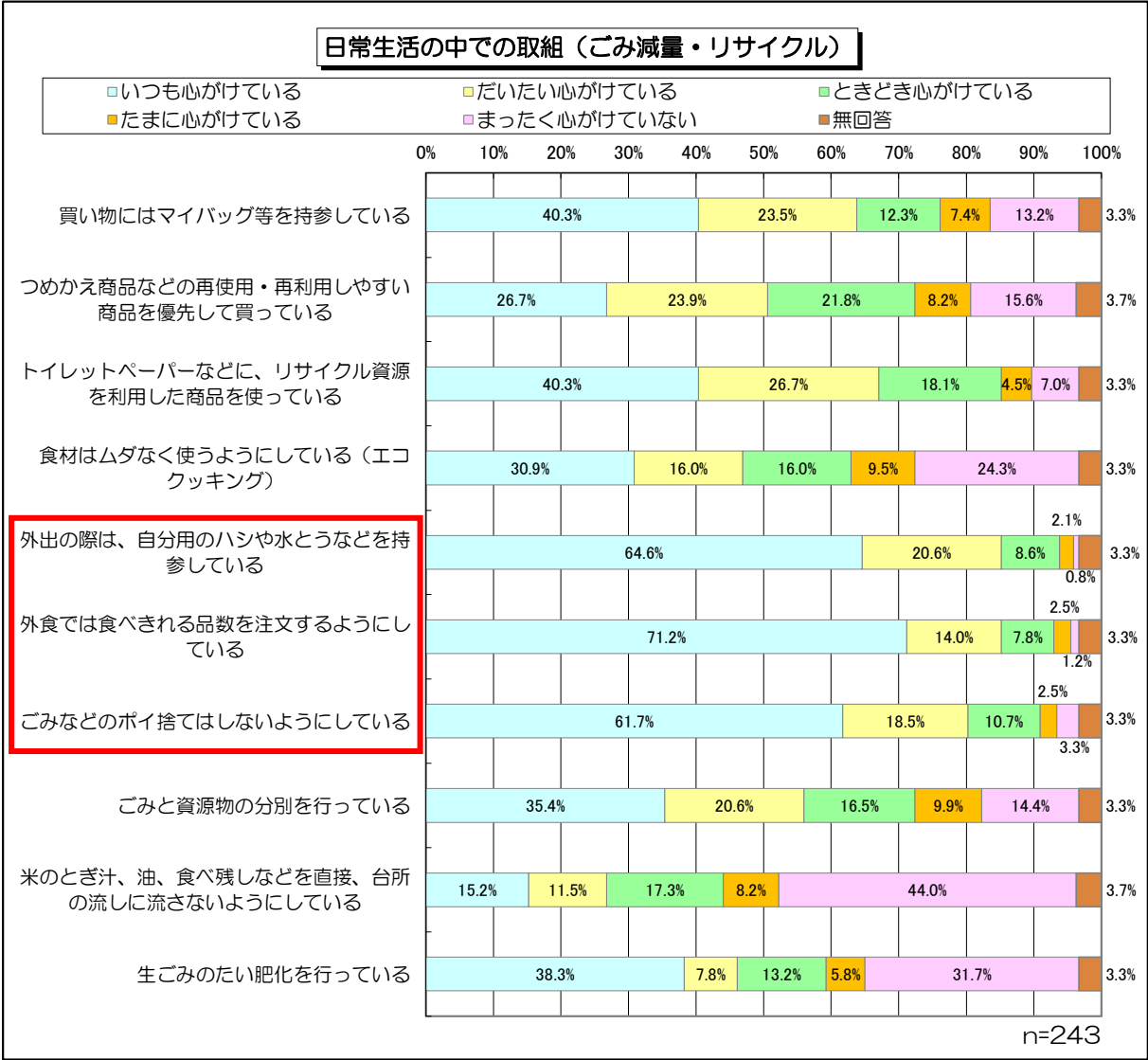
ア. ごみ減量・リサイクル

小学生及び中学生が日常生活の中で特に取り組んでいる項目は、どちらも「外出の際は、自分用のハシや水とうなどを持参している」、「外食では食べきれの品数を注文するようにしている」、「ごみなどのポイ捨てはしないようにしている」となりました。

（小学生）



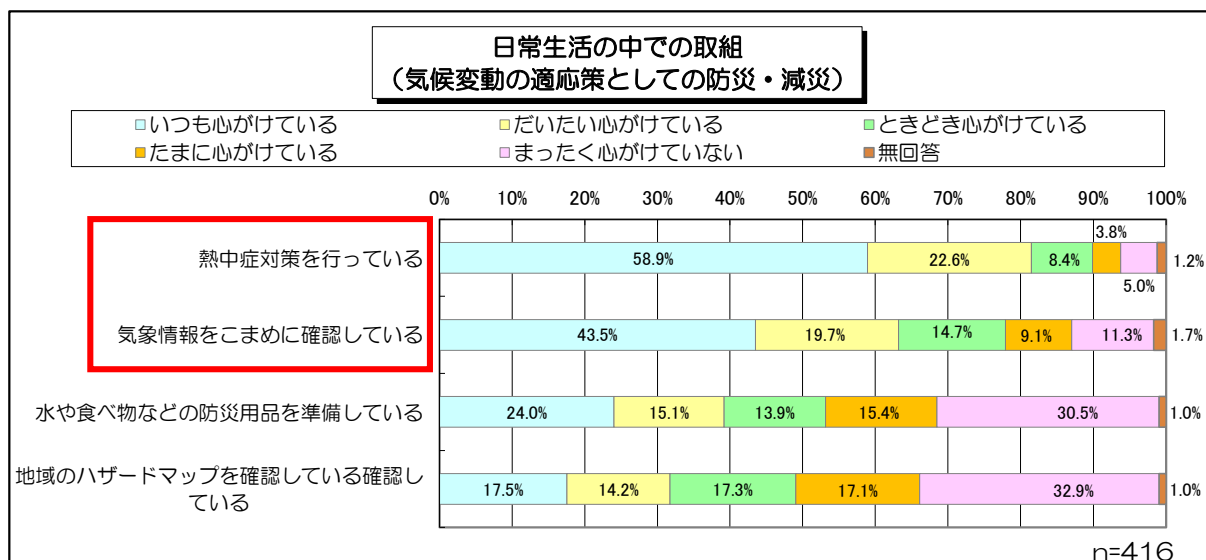
(中学生)



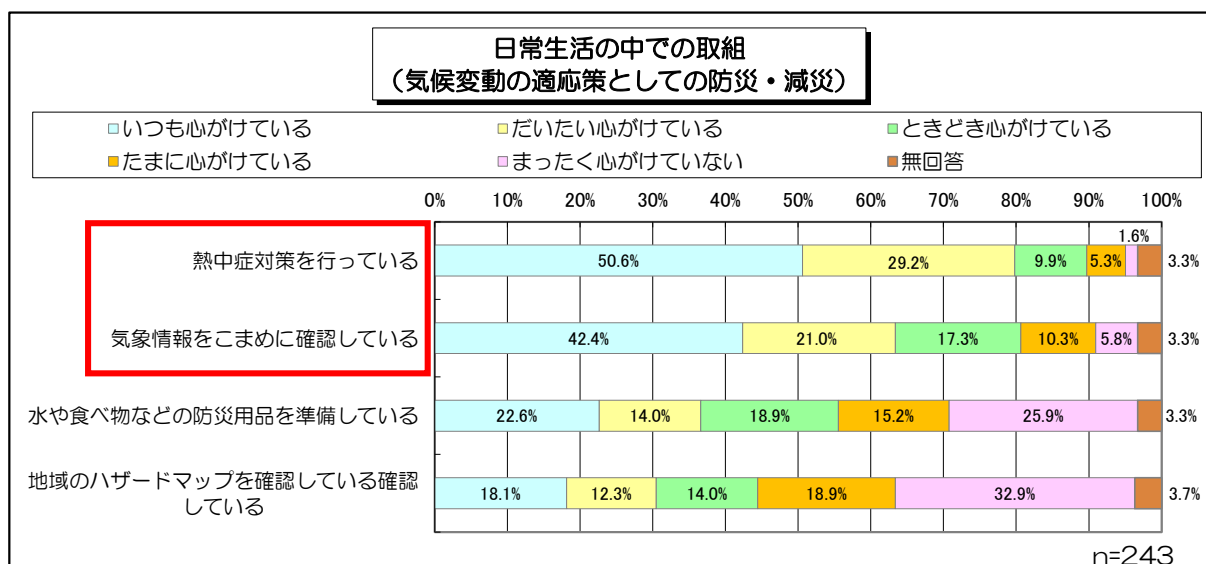
イ. 気候変動の適応策としての防災・減災

小学生及び中学生が日常生活の中で特に取り組んでいる項目は、どちらも「熱中症対策を行っている」、「気象情報をこまめに確認している」となりました。

(小学生)



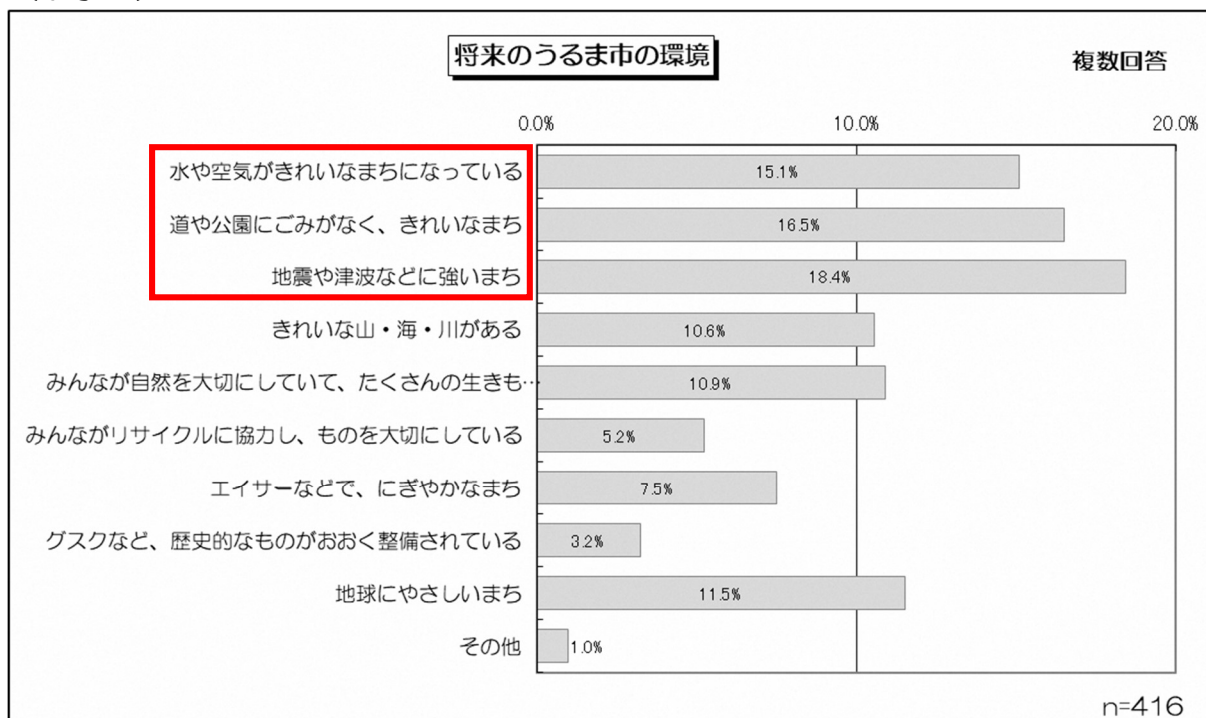
(中学生)



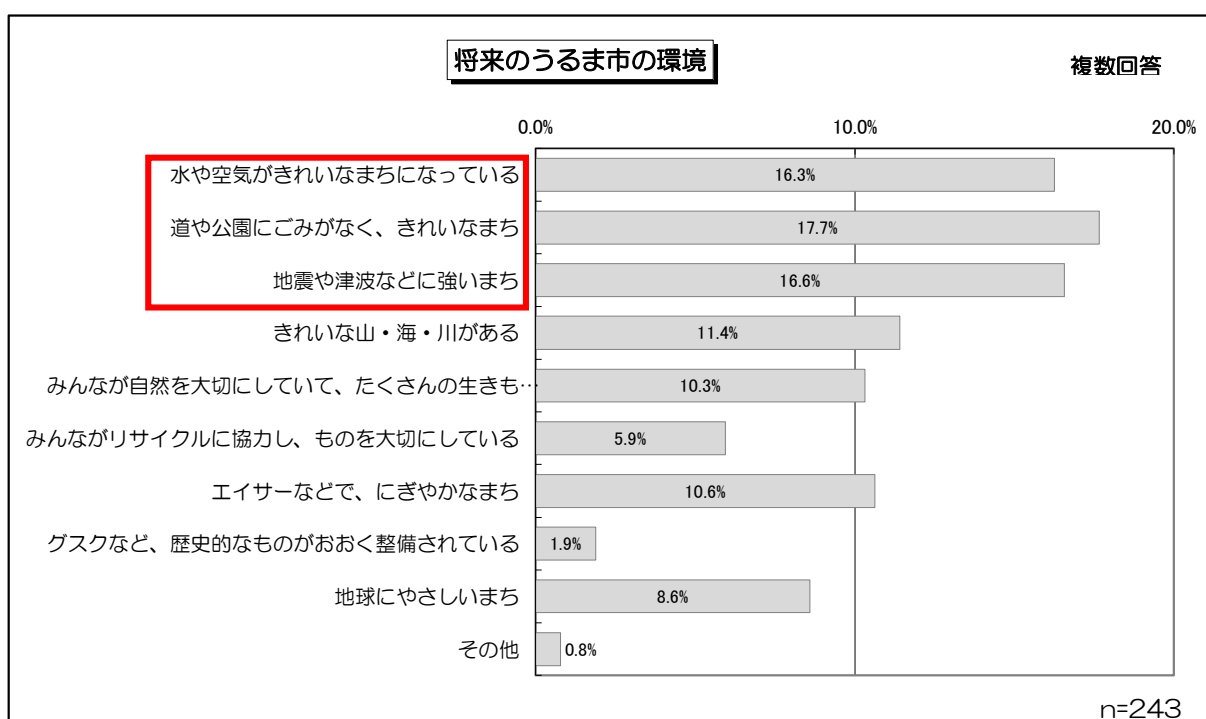
②将来のうるま市の環境

小学生及び中学生が特に望む将来のうるま市の環境は、上位3つは「水や空気がきれいなまちになっている」、「海や公園にごみがなく、きれいなまち」、「地震や津波などに強いまち」となりました。

(小学生)



(中学生)



7 第1次環境基本計画で掲げた目標の点検・評価

第1次基本計画で掲げた環境像を実現するため、「生活環境」、「快適環境」、「自然環境」、「歴史・文化環境」、「地球環境」の5分野における施策を設定しました。市・事業者・市民等の主な取組や成果を確認するため、これまでの取組の検証を行いました。

表7-1に第1次基本計画で掲げた目標の達成状況を、表7-2に第1次基本計画の点検及び評価の見方を示します。

その結果、目標全体では、「目標達成」が11項目（36.7%）、「概ね目標達成または達成見込」が5項目（16.7%）、「目標未達成または達成困難」が14項目（46.7%）、評価不可が5項目となっています。

表7-1 第1次基本計画で掲げた目標の達成状況

環境分野	目標達成 上段：指標数 下段：割合	概ね目標達成 または達成見込 上段：指標数 下段：割合	目標未達成 または達成困難 上段：指標数 下段：割合
生活環境（目標数：14）	6 (42.9%)	0 (0%)	8 (57.1%)
快適環境（目標数：5）	2 (40.0%)	2 (40.0%)	1 (20.0%)
自然環境（目標数：4）	1 (25.0%)	2 (50.0%)	1 (25.0%)
歴史・文化環境（目標数：6）	1 (16.7%)	1 (16.7%)	4 (66.7%)
地球環境（目標数：1）	1 (100%)	0 (0%)	0 (0%)
合計（目標数：30）	11 (36.7%)	5 (16.7%)	14 (46.7%)

※評価結果の記載について

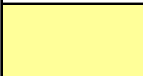
上段：環境分野ごとに設けている目標に対する評価結果の数

下段：環境分野ごとに設けている目標に対する評価結果の割合

（四捨五入表記の関係で、合計値が必ずしも一致しないことがある。）

※第1次基本計画の目標（35項目）のうち、評価不可の5項目については本表に含めていません。そのため30指標について記載しています。

表7-2 第1次基本計画の点検及び評価の見方

評価の凡例		今後の方向性の凡例	
	目標達成		または 取組の強化
	概ね目標達成または達成見込み		
	目標未達成または達成困難		現状維持

(1) 生活環境分野

生活環境の点検及び評価を表 7-3 に、課題・問題点及び総括を表 7-4 に示します。

表 7-3 生活環境の点検及び評価

No.	取組の柱	項目	基準	実績					目標	評価	今後の方向性
			2013年度 (H25年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)			
1	(1) 良好な 大気環境の確保	二酸化硫黄	環境基準達成	与那城 0.001ppm	与那城 0.001ppm	与那城 0.002ppm	与那城 0.001ppm	環境基準達成 (0.04ppm以下)	達成	➡	
2		二酸化窒素	環境基準達成	与那城 0.001ppm	与那城 0.002ppm	与那城 0.003ppm	与那城 0.002ppm	環境基準達成 (0.04ppm以下)	達成	➡	
3		浮遊粒子状物質	環境基準達成	与那城 0.036mg/m ³	与那城 0.045mg/m ³	与那城 0.030mg/m ³	与那城 0.034mg/m ³	環境基準達成 (0.10mg/m ³ 以下)	達成	➡	
4		光化学オキシダント	環境基準 一部未達成	与那城 0.092ppm	与那城 0.073ppm	与那城 0.069ppm	与那城 0.078ppm	環境基準達成 (0.06ppm以下)	未達成	➡	
5		微小粒子状物質 (PM2.5)	環境基準達成	年平均値 6.3μg/m ³ 日平均値 17.9μg/m ³	年平均値 5.5μg/m ³ 日平均値 12.8μg/m ³	年平均値 5.9μg/m ³ 日平均値 15.2μg/m ³	年平均値 7.7μg/m ³ 日平均値 19.2μg/m ³	環境基準達成 (年平均値15μg/m ³ 以下) (日平均値35μg/m ³ 以下)	達成	➡	
6		悪臭苦情 (件数)	89	29	34	24	60	減少	未達成	➡	
7	(2) 良好な 水質環境の確保	公共下水道の普及率	67.9%	66.5%	67.3%	67.1%	67.2%	73.0%	未達成	➡	
8		水洗化率	84.4%	82.2%	81.4%	81.8%	82.9%	87.0%	未達成	➡	
9		合併処理浄化槽設置基数	2,430基	3,417基	3,602基	3,838基	4,054基	3,000基	達成	➡	
10		水質汚濁 (BOD、COD)	環境基準 一部未達成 (H24)	天願川 (1) 0.9 天願川 (2) 1.4 与勝海域 1.2 金武湾 1.6	天願川 (1) 1.1 天願川 (2) 1.2 与勝海域 1.1 金武湾 1.4	天願川 (1) 0.6 天願川 (2) 1.2 与勝海域 1.4 金武湾 2.4	天願川 (1) 1.3 天願川 (2) 3.5 与勝海域 1.8 金武湾 2.6	環境基準達成 (河川3mg/L以下) (海域2mg/L以下)	未達成	➡	
11	(3) 静かな 生活環境の確保	自動車騒音	環境基準達成 (H23)	石川山城 昼間 70 夜間 62 石川伊波 昼間 66 夜間 58	喜仲4丁目25 昼間67 夜間61 勝連平安名 昼間65 夜間59	石川赤崎2丁目2 昼間 67 夜間 60 宇宮里 昼間 70 夜間 65	天願 昼間62 夜間55 栄野比 昼間68 夜間61 石川白浜 昼間67 夜間62	環境基準達成 (昼間70dB、夜間65dB)	達成	➡	
12		航空機騒音 (Lden)	環境基準 一部未達成	美原 昆布 みどり町 仲嶺 勝連南風原	62 60 48 45 51	美原 昆布 みどり町 仲嶺 勝連南風原	63 60 49 45 51	美原 昆布 みどり町 仲嶺 勝連南風原	62 61 49 44 50	環境基準達成 (Ⅰ類型57デシベル以下) (Ⅱ類型62デシベル以下)	未達成
13	(4) 循環型 社会の形成	一人あたりのごみ排出量	753g/人・日 (H23)	869g/人・日	861g/人・日	849g/人・日	843g/人・日	815.9g/人・日	未達成	➡	
14		リサイクル率	13.4% (H23)	14.2%	13.8%	13.5%	14.0%	22%以上	未達成	➡	

表 7-4 生活環境の課題・問題点及び総括 (評価で未達成となった項目)

No.	取組の柱	目標	課題・問題点及び総括
6	(1) 良好な大気環境の確保	悪臭苦情	悪臭の発生源となる畜舎等については、衛生管理に対する適切な指導を行うとともに、監視体制の強化を図る必要がある。
7	(2) 良好な水質環境の確保	下水道処理人口普及率	整備済み区域内において、当該施設への未接続世帯が存在することから、接続をさらに促進する必要がある。
8		水洗化率	
12	(3) 静かな生活環境の確保	航空機騒音	本市は嘉手納飛行場滑走路の延長線上に位置し、米軍機等の騒音による被害が発生していることから、騒音被害の改善や住宅防音工事対象区域の見直しなどについて関係機関へ働きかけていく必要がある。
13	(4) 循環型社会の形成	一人あたりのごみ排出量	一人あたりのごみ排出量は横ばい傾向にあることから、目標達成に向けて、ごみの減量化への更なる取組が求められる。
14		リサイクル率	市民及び事業者に対して、適切な分別の指導等を強化し、特に、紙類の資源化を推進する必要がある。

(2) 快適環境分野

快適環境の点検及び評価を表 7-5 に、課題・問題点及び総括を表 7-6 に示します。

表 7-5 快適環境の点検及び評価

No.	取組の柱	項目	基準	実績					目標	評価	今後の方向性
			2013年度 (H25年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)			
15	(1) 都市部における快適な環境の確保と保全・創出	景観地区数	0	0	0	0	1	3	達成	➡	
16	(2) 多様な公園の整備	市民1人当たり公園面積数	8.64m ² (H26)	8.71m ²	—	8.72m ²	—	17.0m ² (都市公園+公共施設緑地)	未達成	➡	
17	(3) 河川、海岸の美化及び整備	河川・海岸等の清掃に対するごみ袋の提供数	3,900枚	23,066枚	28,613枚	24,941枚	21,225枚	増加	概ね達成	➡	
18		河川・海岸等の清掃への参加人数	3,659人	8,847人	10,940人	10,965人	12,500人	増加	概ね達成	➡	
19	(4) 自然災害による被害の低減	自主防災組織の団体数	12団体	—	61団体	61団体	61団体	増加	達成	➡	

表 7-6 快適環境の課題・問題点及び総括（評価で未達成となった項目）

No.	取組の柱	目標	課題・問題点及び総括
16	(2) 多様な公園の整備	市民 1 人当たり公園面積数	「うるま市みどりの基本計画」及び「うるま市公園整備プログラム」に基づき、公園の整備に取り組んできた結果、市内の都市公園の面積は都市計画区域人口一人当たり8.72m ² /人と向上した。「第2次うるま市総合計画」には、目標値を8.85m ² (R8)と掲げていることから、整備を進めていく必要がある。

(3) 自然環境分野

自然環境の点検及び評価を表 7-7 に、課題・問題点及び総括を表 7-8 に示します。

表 7-7 自然環境の点検及び評価

No.	取組の柱	項目	基準	実績					目標	評価	今後の方向性
			2013年度 (H25年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)			
20	(1) 自然環境の保全・創出	市、事業者及び市民等が自然と触れ合う活動を増加させることをめざします。	—	不明	63人	48人	60人	45人	達成		
21	(2) 自然環境に配慮した土地利用の推進	都市計画区域（市全域）での緑地確保目標水準	22.7% (H21)	—	—	42.7%	—	43.2% (R24年度)	概ね達成		
22	(3) 在来動植物とその生息環境の保全	本市の生態系に影響を及ぼす外来種の情報を把握するとともに、外来種増加の抑制をめざします。	—	市内の外来種の情報を県へ情報提供し、適宜、市民へ周知啓発を実施。					市内の外来種の情報を県へ情報提供し、適宜、市民へ周知啓発を実施。	未達成	
23	(4) 環境教育及び環境学習の推進	「うるま市出前講座」において、自然環境に係る講座を実施し、開催回数を増やしていきます。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
24		学校教育の場における環境教育の支援を強化します。	—	—	—	—	—	—	概ね達成		

表 7-8 自然環境の課題・問題点及び総括（評価で未達成となった項目）

No.	取組の柱	目標	課題・問題点及び総括
22	(3) 在来動植物とその生息環境の保全	本市の生態系に影響を及ぼす外来種の情報を把握するとともに、外来種増加の抑制をめざします。	動物の正しい飼い方や外来種などの野外放逐の禁止等の指導・助言内容を記載したパンフレットやホームページ、広報誌等を活用し周知する必要がある。 また、貴重な自然体系を攪乱するツルヒヨドリ等の外来種の情報について、事業者や市民等に提供するとともに、国・県・事業所・市民等と協働して外来種の対策を実施する必要がある。

(4) 歴史・文化環境分野

歴史・文化環境の点検及び評価を表 7-9 に、課題・問題点及び総括を表 7-10 に示します。

表 7-9 歴史・文化環境の点検及び評価

No.	取組の柱	項目	基準	実績					評価	今後の方向性
			2013年度 (H25年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)		
25	(1) 文化活動の推進	自主企画事業入場者数	5,397人 (H23)	—	—	—	—	6,000人	—	—
26		文化協会加盟団体	170団体 (H23)	—	—	—	—	180団体	—	—
27		芸術文化施設の利用者数	144,810人 (H23)	13,427人	32,508人	80,224人	100,174人	160,000人	未達成	➡
28	(2) 文化財を活かしたまちづくりの推進	歴史民俗資料館入場者数	46,232人 (H23)	9,763人	10,793人	29,633人	30,747人	50,000人	未達成	➡
29		勝連城跡入場者数	99,482人 (H23)	68,269人	62,097人	88,732人	110,593人	100,000人	達成	➡
30	(3) 文化・観光資源の充実	年間の観光入込客数	118万人 (H23)	68,269人	107,360人	172,446人	270,039人	200万人	未達成	➡
31		観光イベント来場者数	23万人 (H23)	—	—	97,833人	136,500人	40万人	概ね達成	➡
32	(4) 地域の歴史・文化情報の発信・学習の推進	NPO及び地域活動団体数（歴史・文化関連を含む）	23団体 (H23)	16団体（NPO）	16団体（NPO）	16団体（NPO）	17団体（NPO）	40団体	未達成	➡
33		地域活動支援助成事業の応募数（歴史・文化関連を含む）	13件 (H23)	—	—	—	—	25件	—	—

表 7-10 歴史・文化環境の課題・問題点及び総括（評価で未達成となった項目）

No.	取組の柱	目標	課題・問題点及び総括
27	(1) 文化活動の推進	芸術文化施設の利用者数	「公共施設等マネジメント計画」に基づき、文化活動の拠点として安全で利用しやすい環境を整備する必要がある。
28	(2) 文化財を活かしたまちづくりの推進	歴史民俗資料館入場者数	歴史民俗に関する博物館施設として、石川歴史民俗資料館、与那城歴史民俗資料館、海の文化資料館がある。これらの資料館の運営等を充実し、地域住民の歴史学習に寄与するだけでなく歴史文化のPRに努める必要がある。
30	(3) 文化・観光資源の充実	年間の観光入込客数	主要観光資源である海中道路（あやはし館・東照間商業等施設）及び勝連城跡において、観光入込客数を増加させることにより、周辺の消費活動を拡大し、また、本市各地の観光資源への誘客につなげる必要がある。
32	(4) 地域の歴史・文化情報の発信・学習の推進	NPO 及び地域活動団体数（歴史・文化関連を含む）	世界文化遺産の勝連城跡、肝高の阿麻和利、闘牛、伝統エイサーなどの独自文化と恵まれた自然や人材など、あらゆる資源を最大限に活かすため、NPO 及び地域活動団体と積極的に連携し、地域の歴史・文化情報の発信・学習の推進を行う必要がある。

(5) 地球環境分野

地球環境の点検及び評価を表 7-11 に示します。

表 7-11 地球環境の点検及び評価

No.	取組の柱	項目	基準	実績					目標	評価	今後の方向性
			2013年度 (H25年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)			
34	(1) 地球温暖化対策の推進	市施設におけるCO ₂ 排出量	20,679t-CO ₂	18,310t-CO ₂	17,213t-CO ₂	17,712t-CO ₂	16,881t-CO ₂	減少	達成		
35		沖縄県観光施設等の総合的エコ化促進事業補助金交付件数の累計	1件	平成28年度をもって事業終了					増加	—	—

8 環境基準一覧

【大気汚染に係る環境基準】

物 質	環 境 上 の 条 件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。

【騒音に係る環境基準】

地 域 の 類 型	昼 間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜 間 (午後 10 時～翌日午前 6 時)
AA 療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 専ら住居の用に供される地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
B 主として住居の用に供される地域		
C 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
C 地域のうち車線を有する道路に面する地域		
幹線道路を担う道路に近接する空間	70 デシベル以下	65 デシベル以下

【航空機騒音に係る環境基準】

地 域 の 類 型	基 準 値
I：専ら住居の用に供される地域	Lden57 デシベル以下
II：I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	Lden62 デシベル以下

1 【水質汚濁に係る環境基準】

2 <河川（湖沼を除く）>

類 型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	-

- 3 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。
- 4 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの。
- 5 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの。
- 6 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの。
- 7 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等、貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用。
- 8 水産2級：サケ科魚類及びアユ等、貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用。
- 9 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用。
- 10 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの。
- 11 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの。
- 12 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの。
- 13 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度。
- 14 ※ pH：水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標。pH7は中性、7を超えるとアルカリ性、7未満が
- 15 酸性。
- 16 ※ BOD：水中の有機物が微生物の働きによって分解されるとき消費酸素量。河川の有機汚濁を測る代表
- 17 的な指標。
- 18 ※ SS：水中に浮遊または懸濁している直径2mm以下の粒子状物質。
- 19 ※ DO：水中に溶解している酸素の量。水質汚濁状況を測る代表的な指標。

20

9 温室効果ガス排出量の推計方法

(1) 現況推計の方法

各部門の温室効果ガスの排出に関わるエネルギー消費量等（以下「活動量」という）の実績値が把握可能な場合は、その実績値に排出係数を乗じる方法を用い（①）、実績値が把握できない場合は、全国または沖縄県の活動量を各種統計指標によりうるま市に按分する方法を用いました（②）。

また、二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量については、排出量に地球温暖化係数を乗じて二酸化炭素の量に換算しました（③）。

①活動量の実績値が把握できる場合

$$(\text{活動量}) \times (\text{温室効果ガス排出係数}) = (\text{温室効果ガス排出量})$$

※1：活動量は、各種既存統計資料の数値を使用

※2：温室効果ガス排出係数は地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の数値を使用
なお、電力の二酸化炭素排出係数は沖縄電力（株）の各年度の値を使用

②活動量の実績値が把握できない場合

$$(\text{沖縄県の活動量}) \times (\text{各種統計指標の[うるま市/沖縄県]比}) \times (\text{温室効果ガス排出係数}) \\ = (\text{温室効果ガス排出量})$$

③二酸化炭素への換算

$$(\text{温室効果ガス排出量}) \times (\text{地球温暖化係数}) = (\text{二酸化炭素換算排出量})$$

※3：地球温暖化係数は地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の数値を使用

（２）部門別の現況推計方法

部門別の現況推計方法の概要は、以下のとおりです。

項目	資料名	細目目	データの利用
1-1 電力関連	環境省HP	沖縄電力の排出係数	電力によるCO ₂ 排出量を求めるための係数
	「電力需要実績」電気事業連合会HP	(全国) 電力使用量	各分野のうるま市分のエネルギー消費量の案分に利用
1-3 L P ガス関連	LPガス資料年報	(県) LPガス販売量	各分野のうるま市分のエネルギー消費量の案分に利用
1-4 その他（石油系燃料）	資源エネルギー統計年報	(県) 石油製品販売量	各分野のうるま市分のエネルギー消費量の案分に利用
2-1 総合エネルギー統計	総合エネルギー統計	(全国) 農林業用エネルギー消費量 (全国) 水産業、鉱業、建設業、製造業、民生業務 (全国) 内航船舶燃料使用量	都道府県別エネルギー消費統計の軽質油、重質油の案分に利用
2-2 都道府県別エネルギー消費統計	都道府県別エネルギー消費統計	(県) (市) 純生産額 農林水産業 (県) (市) 純生産額 鉱業・建設業 (県) (市) 純生産額 製造業	農林水産業、鉱業・建設業のうるま市分のエネルギー消費量の案分に利用
2-3 生産額	沖縄県統計年鑑	(県) (市) 農林水産業純生産額 (県) (市) 鉱業・建設業純生産額	農林水産業、鉱業・建設業のうるま市分のエネルギー消費量の案分に利用
	全国工業統計	(県) (市) 製造品出荷額等	製造業のうるま市分のエネルギー消費量の案分に利用
	日本統計年鑑	(全国) 第3次産業純生産	民生業務（第3次産業）のうるま市分のエネルギー消費量の案分に利用
	沖縄県市町村民所得	(県) (市) 第3次産業純生産	
2-4 自動車関連	全国自動車保有台数（一般財団法人 自動車検査登録情報協会） 業務概況（沖縄総合事務局陸運事務所） うるま市統計書	(全国) 保有自動車数 (県) 車種別保有自動車数 (市) 車種別保有自動車数	自動車のうるま市分のエネルギー消費量の案分に利用 自動車のCO ₂ 排出量の算出に利用
2-6 船舶関連	港湾統計（年報） うるま市提供資料	(県) 船舶貨物輸送トン数 (市) 船舶貨物輸送トン数	船舶のうるま市分のエネルギー消費量の案分に利用
2-7 人口・世帯	住民基本台帳 沖縄県統計年鑑 うるま市統計書	(全国) 人口・世帯 (市) 人口・世帯 (市) 人口・世帯	民生家庭、フロン類のうるま市分のエネルギー消費量の案分に利用 民生家庭、フロン類のうるま市分のエネルギー消費量の案分に利用 民生家庭、フロン類のうるま市分のエネルギー消費量の案分に利用
2-8 L P ガス使用量・灯油使用量	家計調査年報	1世帯あたりLPガス使用量 1世帯あたり灯油使用量	民生家庭のうるま市分のエネルギー消費量の案分に利用
2-9 延床面積	うるま市統計書 うるま市提供資料	(市) 固定資産延床面積 市有財産延床面積	民生業務部門（第3次産業）のうるま市分のエネルギー消費量の案分に利用 民生業務部門の各分野別のうるま市分のエネルギー消費量の案分に利用
2-10 廃棄物関連	一般廃棄物処理実態調査	ごみ焼却量（t）	一般廃棄物のCO ₂ 排出量の算出に利用
3-1 CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O全国排出量	日本国温室効果ガスインベントリ	(全国) CO ₂ 排出量 (全国) CH ₄ 排出量 (全国) N ₂ O排出量	CH ₄ 、N ₂ Oの算出に利用
3-2 廃棄物関連	一般廃棄物処理実態調査 一般廃棄物処理実態調査 うるま市提供資料	(全国) 一般廃棄物焼却処理量 (市) 廃棄物埋立処分量 (全国) (市) 廃棄物埋立処分量 汚水処理量（＝下水処理） し尿処理量	廃棄物要因のCH ₄ 、N ₂ Oの算出に利用
3-3 その他	医療施設調査・病院報告 沖縄県衛生統計年報	(全国) 病床数 病院の病床数（床）	その他（笑気ガス）のN ₂ Oの算出に利用
4-1 代替フロン等	産業構造審議会製造産業分科会 化学物質政策小委員会	全国の代替フロン等ガスの排出量	代替フロン等ガスの算出に利用

※うるま市では、パーフルオロカーボン（PFC）、三フッ化窒素（NF₃）の排出事業所がないことから推計しない。

項目	資料名	細目目	データの利用
吸収量	日本の温室効果ガス排出量データ 森林・林業統計要覧 作物統計 都市公園データベース	吸収源活動 森林面積 農地面積 公園緑地面積	うるま市分の吸収量の算定に利用

10 用語解説

矢印（→）は関連項目

アルファベット・数字

BOD(Biochemical Oxygen Demand の略)
「生物化学的酸素要求量」を参照

COD (Chemical Oxygen Demand の略)
「化学的酸素要求量」を参照

ESCO 事業

「Energy Service Company 事業」の略称で、既設のビルや工場設備などの省エネ化に必要な「技術」「設備」「人材」「資金」などの全てを包括的に提供するサービスのこと。省エネ効果を ESCO が保証するとともに、省エネルギー改修に要した費用や ESCO 経費等が、全て省エネルギーによる経費削減分でまかなわれるため、新たな経済的負担は発生せず、契約期間終了後の経費削減分は全て顧客の利益となる。

ISO14001

→エコアクション21

ISO 14001 は、サステナビリティ（持続可能性）の考えのもと、環境リスクの低減および環境への貢献と経営の両立を目指す環境マネジメントシステムの国際規格である。

環境マネジメントシステムを経営システムの中に取り入れていることを意味し、環境に配慮した経営を自主的に行っている証明になる。ISO14001 を取得した企業は、その成果を環境報告書として公表することや取引先に対してグリーン調達を求めるようになってきている。

Lden (Level Day-Evening-Night の略)

時間帯補正等価騒音レベルのこと。容易に測定ができ、かつ、エネルギー積分により騒音の総暴露量を評価できる等価騒音レベルのひとつで、夕方や夜間の騒音に重み付けをして評価するものである。

日本では、平成 19 年 12 月の「航空機騒音に係る環境基準について（環境庁告示第 154 号）」の一部改正により、航空機騒音の環境基準は、WECPNL から Lden へと変更された。

NPO

Non Profit Organization または、Not for Profit Organization の略で、日本語では「民間非営利組織」と訳される。特定非営利活動法人（通称 NPO 法人）、ボランティア団体や任意団体等の市民活動団体を含む。

PM2.5（微少粒子状物質）

大気汚染の原因物質の一つであり、大気中に浮遊している直径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の超微粒子（ $1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の一）で、微小粒子状物質という呼び方をされることもある。

従来から環境基準を定めて対策を進めてきた SPM（浮遊粒子状物質）は「大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のもの」を指すが、近年はより小さな浮遊性粒子状物質である PM2.5 の呼吸器や循環器系への影響が指摘されるようになった。

微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準として「1 年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること」と定められている。

PPA

Power Purchase Agreement（電力販売契約）の略称。電力の需要家（使用者）が保有する土地や施設の屋根を PPA 事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を需要家が使うことで、電気料金と二酸化炭素排出量が削減できる。

SDGs（エス・ディー・ジーズ）

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。2015 年 9 月の国連サミットで採択されたもので、2016 年から 2030 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。

ZEB・ZEH

Net Zero Energy Building の略で、断熱や採光性などを工夫してエネルギー消費量を減らす一方で、太陽光発電等でエネルギーを作り、見かけ上のエネルギー消費量をゼロに

したビルのこと。

1 また、同様の考え方を一般住宅に当てはめ
2 たものを ZEH (Net Zero EnergyHouse)
3 と呼んでいる。

4

5 4R

6 4R とは、ゴミを減らすための具体的な方
7 針として、Refuse「リフューズ」、Reduce
8 「リデュース」、Reuse「リユース」、Recycle
9 「リサイクル」の頭文字の 4 つの R を取って
10 廃棄物減量のキャッチフレーズとして用いら
11 れている。

12

13 ア行

14 赤土等

15 強い降雨によって開発工事現場や農地等の
16 土壌が浸食され、川や海に流出し水環境へ悪
17 影響を与えることを赤土汚染と呼ばれ、当初、
18 国頭マージとよばれる赤土が分布する沖縄島
19 中北部で被害が多いことや視覚的にも流出水
20 が赤色で目に付くことから「赤土汚染」とよ
21 ばれていました。しかし、最近では、程度の
22 差はあるが赤土以外の土壌（礫れき及び砂分
23 を除く）等の流出による水環境への悪影響も
24 みられるため、ジャーガルやその母岩である
25 クチャも含めて「赤土等」と定義されている。

26

27 一般廃棄物

28 →産業廃棄物

29 昭和 45 年制定の廃棄物の処理及び清掃に
30 関する法律の用語で、主として産業廃棄物以
31 外の家庭から排出される廃棄物をいう。具体
32 的には生活ごみ、尿尿が中心となる。同法は、
33 生活環境の保全に支障がないように収集処理
34 することを市町村に義務づけている。

35

36 エコアクション 21

37 →ISO14001

38 エコアクション 21 とは、環境省が CO2
39 とコスト削減を目的に策定した環境マネジメ
40 ントシステムで、ISO14001 が国際規格で
41 あるのに対して、エコアクション 21 は国内
42 規格である。

43 そして、環境負荷削減のための取り組みや成
44 果を、環境活動レポートで公表することで、
45 取引先や消費者等、社会から信頼を得るため

の仕組みで、認証登録にかかる経費も比較
的少なくすむため、取り組みやすいシステム
である。

エコタウン

通産省(現経済産業省)及び厚生省(現在は
環境省所管)によって平成 9 年度に創設され
た環境・リサイクル産業育成と地域振興を結
びつけた事業である。具体的には、地方公共
団体が推進計画(エコタウンプラン)を作成し
た場合に、国の承認を受けると、一定のソフ
ト事業やリサイクル関係施設の整備に補助金
が与えられる。

エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質
の排出削減のための運転技術をさす概念。関
係するさまざまな機関がドライバーに呼びか
けている。主な内容は、アイドリングストッ
プを励行し、経済速度の遵守、急発進や急加
速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ
空気圧の点検等があげられる。結果として燃
料消費も少なくなるため、「エコ」には「エコ
ノミー」の意味も含まれており、経済的なメ
リットを得ることも目的のひとつである。さ
らに、急発進・急加速の抑制、早めのシフト
アップ、定速走行等は安全性の向上にも結び
つくため、事故防止の観点からも推奨されて
いる。

屋上緑化

→壁面緑化

建築物等によって自然の地盤から離された
構造物の表層に人工の地盤をつくり、そこに
植物を植えて緑化すること。通常、軽量骨材
によって排水層を設け、その上に土壌を盛っ
て植栽する。建築物の壁面の緑化も広い意味
で「屋上緑化」という場合もある。緑化によ
って、夏季の冷房費の削減、ヒートアイラン
ド現象の緩和等の効果がある。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタン等のガスは太
陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める
働きがあり、これらのガスを温室効果ガスと
いう。

平成 9 年の第三回気候変動枠組条約締約国

1 会議（COP3）で採択された京都議定書では、
 2 地球温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、
 3 一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類
 4 （HFC 類）、パーフルオロカーボン類（PFC
 5 類）、六フッ化硫黄（SF₆）の6種類が削減対
 6 象の温室効果ガスと定められた。さらに、現
 7 在では、三フッ化窒素（NF₃）が加わり、7
 8 種類となった。

10 力行

11 カーボンニュートラル

12 二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量か
 13 ら、森林管理などによる吸収量を差し引いて、
 14 温室効果ガス排出量の合計を実質的にゼロに
 15 すること。

17 化石燃料

18 石油、石炭、天然ガス等地中に埋蔵されて
 19 いる再生産のできない有限性の燃料資源であ
 20 る。石油はプランクトン等が高压によって変
 21 化したもの、石炭は数百万年以上前の植物が
 22 地中に埋没して炭化したもの、天然ガスは古
 23 代の動植物が土中に堆積して生成されたもの
 24 というのが定説である。

25 化石燃料の燃焼にともなって発生する窒素
 26 酸化物等は大気汚染や酸性雨の主な原因とな
 27 っているほか、二酸化炭素は地球温暖化の大
 28 きな原因となっており、資源の有限性の観点
 29 からも、環境問題解決の観点からも、化石燃
 30 料使用量の削減、化石燃料に頼らないエネル
 31 ギーの確保が大きな課題となっている。

33 化学的酸素要求量（COD）

34 海水中における有機物による汚濁の程度を
 35 示すもので、水の中に含まれている有機物質
 36 が酸化剤によって強制的に酸化されるときに
 37 消費される酸素の量（通常 mg/L で表わす）
 38 をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、
 39 汚れが大きいことを示している。公共用水域
 40 の環境基準は河川にあっては BOD を、湖沼
 41 及び海域にあっては COD を指標としている。

43 外来種

44 人為等、何らかの理由で対象とする地域や
 45 個体群の中に外部から入り込んだ個体の種を
 46 指す。自然に分布するものと同種であっても

他の地域個体群から持ち込まれた場合も含ま
 れる。マングース等の外来種は在来の生物種
 や生態系に様々な影響を及ぼす。

このため、近年、移入種問題は、生物多様
 性の保全上、最も重要な課題の一つとされ、
 地球レベルでは生物多様性条約の枠組みの中
 で対策が検討され、また、国内では一部で移
 入種の駆除が進められているほか、移入種対
 策のための外来生物法が平成 16 年 6 月に公
 布され、翌年 6 月には生態系等に悪影響を及
 ぼしていることが明らかな外来種（移入種）
 として 1 科 4 属 32 種が「特定外来生物」と
 して第一次指定され、規制が開始した。また、
 外来生物のうち、定着している・いないにか
 かわらず、特に大きな影響を及ぼす生物を侵
 略的外来生物としている。

合併処理浄化槽

し尿と台所、風呂、洗濯等に使用した水（生
 活雑排水）を戸別にまとめて処理する浄化槽
 である。従来のし尿のみを処理する単独浄化
 槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減す
 る効果がある。

なお、単独処理浄化槽は生活排水を未処理
 のまま垂れ流すことになり水環境の悪化につ
 ながるため、平成 13 年 4 月に廃止され、新
 設してはいけないこととなった。このため、
 我が国で浄化槽というときは合併処理浄化槽
 のことを指す場合が多い。

環境基準

環境基本法（平成 5 年）の第 16 条に基づ
 いて、政府が定める環境保全行政上の目標と
 して決められている。人の健康を保護し、及
 び、生活環境を保全する上で維持されることが
 望ましい基準である。

なお、ダイオキシン類に関しては、ダイオ
 キシン類対策特別措置法（平成 11 年）を根
 拠として、大気汚染、水質汚濁及び土壤汚染
 の環境基準が定められている。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

人為起源による気候変化、影響、適応及び
 緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済
 学的な見地から包括的な評価を行うことを目
 的として、1988 年に世界気象機構（WMO）

1 と国連環境計画（UNEP）により設置された
2 組織。

3

4 光化学オキシダント

5 工場煙突からの排ガス中に含まれている窒
6 素酸化物（NO_x）や自動車の排気ガス中に含
7 まれている NO_x やガス状の炭化水素が、夏
8 季の強烈な太陽光線のもとで光化学反応を起
9 こし、オゾンの主成分とするオキシダントを
10 発生する。一酸化窒素は太陽光線のもとで空
11 気中の酸素で酸化されて二酸化窒素となり、
12 原子状の酸素を遊離し、これがオゾン発生の
13 原因といわれている。

14 なお、光化学オキシダントは、環境基本法
15 に基づき、大気汚染に係る環境基準が決めら
16 れている。

17

18 サ行

19 産業廃棄物

20 廃棄物処理法により定められている事業活
21 動に伴って発生する特定の廃棄物である。多
22 量発生性・有害性の観点から、汚染者負担原
23 則に基づき排出事業者が処理責任を有するも
24 のとして現在 20 種類の産業廃棄物が定めら
25 れている。なお、産業廃棄物以外を一般廃棄
26 物と呼び、処理責任は市町村とされている。

27

28 次世代自動車

29 ガソリンなどの化石燃料の使用をゼロまた
30 は大幅に減らして環境負荷を低減する自動車
31 のことで、ハイブリッド自動車（HV）、電気
32 自動車（EV）、プラグイン・ハイブリッド自
33 動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）等を
34 指す。

35

36 省エネルギー

37 石油・ガス・電力など、産業や生活におけ
38 る資源やエネルギーを効率的に利用すること。

39

40 水洗化率

41 水洗化率とは、下水道供用開始区域（整備
42 済区域）内に住んでいる人口のうち、既に水
43 洗便所を設置して汚水を下水道で処理してい
44 る人口の割合である。下水道が整備されても、
45 水洗化されないと、施設は未利用のままであ
46 り、公共用水域の水質改善にはつながらない

等の問題が生じる。なお、本市の水洗化率は、
平成 25 年度末で 84.4%でとなっている。

生態系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物
とそれを取り巻く無機的環境の相互関係を、
物質循環とエネルギーの流れに着目して、生
物社会を 1 つのまとまりとして捉えた概念。

生物化学的酸素要求量（BOD）

最も一般的な水質指標のひとつであり、主
に略称の BOD が使われている。水中の有機
物などの量を、その酸化分解のために微生物
が必要とする酸素の量で表したもので、一般
に、BOD の値が大きいほど、その水質は悪い
と言える。公共用水域の環境基準は河川にあ
っては BOD を、湖沼及び海域にあっては
COD を指標としている。

生物多様性

生物の豊かな個性とつながりのこと。地球
上の生物は、さまざまな環境に適応して進化
し、現在では 3,000 万種ともいわれている
が、「生物の多様性に関する条約（生物多様性
条約）」では、生態系の多様性・種の多様性・
遺伝子の多様性という 3 つのレベルで多様性
があるとしている。

世界遺産

世界には、人類にとって共通の財産として
未来に引き継いでいくべき豊かな自然環境や、
歴史を伝える文化財が各地にある。昭和 47
年、ユネスコ総会で「世界遺産条約」が採択
され、このような人類の遺産を「世界遺産リ
スト」として登録し、保護していくことが定
められた。これが世界遺産で、1) 優れた価値
を持つ地形や景観、生物の多様性の保全にと
って重要な自然の生育地等の「自然遺産」、2)
普遍的な価値をもつ建築物や遺跡等の「文化
遺産」、3) 両方を兼ね備えた「複合遺産」の
区分がある。

本市の「勝連城跡」は、平成 12 年に「琉
球王国のグスク及び関連遺産群」の一つとし
て世界遺産（文化遺産）に登録された。

夕行

1 太陽光発電

2 太陽光のエネルギーを直接電気エネルギー
3 に変換する発電方式である。光起電力効果を
4 利用した太陽電池を用いるのが一般的である。

5

6 太陽熱システム

7 集熱器で集熱した太陽熱を利用してつくら
8 れた温水を浴槽・台所・洗面室等の給湯に利
9 用するもの「太陽熱利用温水器」と、太陽エ
10 ネルギーをミラー等で熱媒体に集め、蒸気タ
11 ービン等で電気に変える「太陽熱発電」の2
12 つがある。

13

14 地球温暖化

15 人間の活動の拡大により二酸化炭素をはじ
16 めとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表
17 面の温度が上昇することである。

18 温室効果ガスの濃度上昇の最大の原因は、
19 石炭、石油等の化石燃料の燃焼であり、さら
20 に、大気中の炭素を吸収貯蔵する森林の減少
21 がそれを助長している。

22

23 地産地消

24 「地域生産、地域消費」の略語。地域で生
25 産された農林水産物等をその地域で消費する
26 ことを意味する概念である。

27 近年になって、食品に対する安全・安心志
28 向の高まりや食料輸送等による環境負荷の軽
29 減等で注目されるようになり、当初の意味合
30 いとは異なって伝統的な農産物や食文化の復
31 権といった意味合いで用いられるようになって
32 きている。

33

34 適応

35 気候変動の影響によって深刻化する局地的
36 な豪雨や洪水、渇水・土砂災害、熱中症や感
37 染症による健康被害等に対し、防災対策や予
38 防的措置をとることでリスクの最小化を図る
39 こと。

40

41 デコ活

42 二酸化炭素を減らす（DE）、脱炭素
43 （Decarbonization）と、環境に良いエコ
44 （Eco）を含む“デコ”と活動・生活を組み合
45 わせた新しい言葉。

46 2050年カーボンニュートラル及び国の

2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための新しい国民運動のことであり、脱炭素につながる将来の豊かな暮らしの全体像・絵姿を紹介し、国・自治体・企業・団体等で共に、国民・消費者の新しい暮らしを後押しするもの。

ナ行

燃料電池

水素と酸素との電気化学反応によって直接、電気エネルギーに変換する装置のこと。燃料電池は、発電のために投入されるエネルギーをそのまま電気エネルギーに変換するため、エネルギーの変換ロスが小さく、発電効率が高い。発電の際に生成されるのは水のみであり、二酸化炭素や窒素酸化物、硫黄酸化物などを排出しない。定置用燃料電池のうち、家庭用のものは家庭用燃料電池（エネファーム）と呼ばれている。

ハ行

バイオマス

今日では、再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料は除く）をいうことが多い。基本的には草食動物の排泄物を含め1年から数十年で再生産できる植物体を起源とするものを指す。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、紙、生ごみ、海草、動物の糞尿等の有機物がある。バイオマスエネルギーは二酸化炭素の発生が少ない自然エネルギーで、古来から薪や炭のように原始的な形で利用されてきたが、今日では新たな各種技術による活用が可能になり、化石燃料に代わるエネルギー源として期待されている。

パリ協定

温室効果ガス削減の国際的枠組みとして、2015年12月フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された協定のこと。

壁面緑化

→屋上緑化

壁面緑化とは、名前の通り建物の外壁部分

1 を緑化することを指す。屋上緑化の外壁版と
2 も言える。壁面にツタ類の植物を這わせるこ
3 とが一般的であり、建物の断熱性を高めるだ
4 けではなく、ヒートアイランド現象（都市部
5 にできる局地的な高温域のことで、冷房など
6 の空調、比熱の大きいコンクリートやアスフ
7 アルトによる熱吸収、窓の反射の輻射熱など
8 により温度が上昇する現象のこと。）の改善効
9 果や防音効果等もあるとされる。

10

11 ポケットパーク

12 街の一角などに設けられる小公園をいう。
13 区画整備や道路整備の交差点改良後の余剰
14 スペースなどに、ベンチや植樹、遊具などを
15 置くなどしてつくられた憩いの場とし、わず
16 かなスペースを利用し都市環境の改善を図る
17 もの。

18

19

1

2

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35

第2次うるま市環境基本計画

[地球温暖化対策実行計画（区域施策編）]

令和7年●月

〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号

うるま市役所 市民生活部 環境政策課

TEL：098-973-5594 FAX：098-973-6065